

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	3

改 正 案	現 行
<p>(師団)</p> <p>第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四〜七 (略)</p> <p>(旅団)</p> <p>第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(師団)</p> <p>第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 普通科連隊三、特科隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一</p> <p>五〜八 (略)</p> <p>(旅団)</p> <p>第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>

- 三 (削る) (略)
- 四 普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一 (略)
- 五 (略)

別表第七 (第五十条関係)

名称	位置
宮古島駐屯地	宮古島市
石垣駐屯地	石垣市

- 三 普通科連隊三、特科隊一及び戦車大隊一 (略)
- 四 (新設) (略)
- 五 (略)

別表第七 (第五十条関係)

名称	位置
宮古島駐屯地	宮古島市
(新設)	(新設)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第六（第十条、第十条の二関係）		別表第六（第十条、第十条の二関係）	
官署	官署	官署	官署
宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関
石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	（新設）	（新設）
三級	三級	三級	三級
備考（略）	備考（略）	備考（略）	備考（略）